

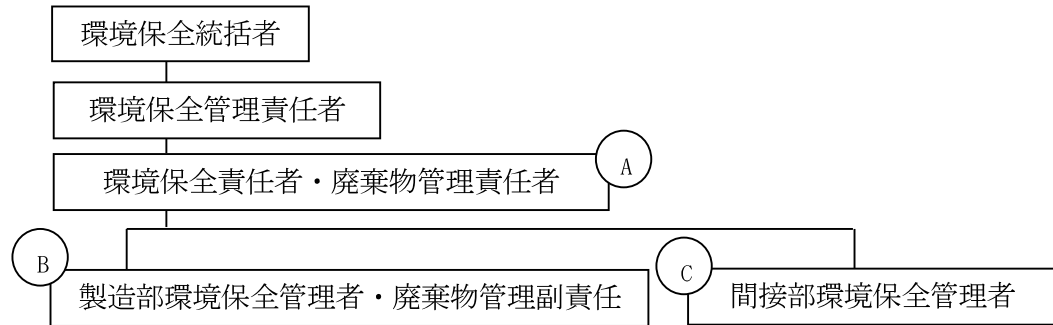
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 4月10日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 愛知県碧南市中町5丁目100番地	
氏 名 太田重工業株式会社	
代表取締役 太田 久美子	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0566-41-0045	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	太田重工業株式会社 衣浦鋳造工場
事業場の所在地	愛知県碧南市須磨町2番地1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	31：輸送用機械器具製造業
②事業の規模	製造品出荷額： 192,500 万円
③従業員数	63人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業車両(フォークリフト)部品の鋳物製造 溶解工程：鋇さい(スラグ)→再生処理業者に委託して路盤材へ ：ばいじん→処理業者に委託して埋立処分。 砂処理工程：鋇さい(ダスト)→再生処理業者に委託して路盤材へ ：鋇さい(余剰砂)→再生処理業者に委託して再生砂へ 研磨工程：廃プラ(パテカス、塗料カス)→中間処理業者に委託し焼却後埋立 ：コンクリート屑、陶磁器屑→中間処理業者に委託し破碎後埋立

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



①工場産業廃棄物低減活動の推進者・マニフェスト運用管理責任者

②③収集運搬、処理業者の指導・管理

④⑤収集場所の保全・回収業務

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	t	— t
	(これまでに実施した取組) ・ 鉦さい(余剰砂)：不良低減による中子用砂の排出を低減（継続） ・ 鉦さい(溶解スラグ)：仕入原材料の選別を強化し、不良原料を排除することでスラグの発生を抑制する（継続）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・ 鉦さい(余剰砂)：継続して不良低減等による中子用砂の排出を低減する。 ・ 鉦さい(溶解スラグ)：継続して不純物の少ない良質な原材料を調達し、更に選別も強化してスラグの発生を抑える。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ばいじん、ダスト、スラグ、余剰砂、廃プラ等、排出口から分別され、それぞれの置き場に保管されている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特に予定なし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・特に予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・特に予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	・特に予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全処理委託量	t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	— t
	再生利用業者への処理委託量	t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	— t
	（これまでに実施した取組） ・優良認定処理業者との委託契約及び取引量を増やしリサイクル化を促進する。 ・機械装置の改善、生産工程の見直し等で、産廃の総排出量の低減に取り組む		

--	--	--

(第5面)

②計画	【目標】	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
		全 処 理 委 託 量	t	— t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	— t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	— t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	— t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	— t
		(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者との委託契約及び取引量を増やしリサイクル化を 促進する。(継続) ・機械装置の改善、生産工程の見直し等で、産廃の総排出量の低減に 取り組む。(継続)		
	事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状	【前年度（令和6年度）実績】										
	廃棄物の種類	ばいじん (電気炉ダスト)	鉍さい (砂処理ダスト)	鉍さい (余剰砂)	鉍さい (溶解スラグ)	廃プラ (パチカス、その他)	コンクリートくず及び陶磁 器くず（廃棄砥石）	混合物	廃アルカリ	木くず	廃蛍光灯、水銀灯等 (水銀使用製品)
	排出量	13.5t	360.2t	592.9t	781.6t	19.9t	1.9t	0.0t	20.9t	6.1t	0.0t
計画	【目標】										
	廃棄物の種類	ばいじん (電気炉ダスト)	鉍さい (砂処理ダスト)	鉍さい (余剰砂)	鉍さい (溶解スラグ)	廃プラ (パチカス、その他)	コンクリートくず及び陶磁 器くず（廃棄砥石）	混合物	廃アルカリ	木くず	廃蛍光灯、水銀灯等 (水銀使用製品)
	排出量	15.0t	360.0t	600.0t	800.0t	20.0t	2.0t	2.0t	20.0t	2.0t	0.1t

別紙

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]